

第137号議案

長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

【目次】	【ページ】
1 改正の趣旨	1
2 改正の内容及び理由	1~4
3 長崎市企業立地奨励条例新旧対照表	5~17

〈参考〉

1 中核市との奨励金比較	18~19
2 企業誘致による雇用実績と今後の雇用創出見込み	20
3 長崎市内の工業団地及びオフィスの概要	21



長崎市企業立地奨励条例の一部改正について

1 改正の趣旨

雇用機会の拡大と産業の振興を図る観点から、条例の有効期限や指定要件等を見直すため、長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する。

2 改正の内容及び理由

(1) 条例の有効期限について

企業立地奨励制度については、社会経済情勢の変化等を踏まえて随時改正することとし、条例の有効期限（平成31年3月31日まで）を廃止する。

(理由)

ア、本市の人口減少が続く中、企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大により定住人口の拡大を図ることは、長崎市において今後も長期的に継続して取り組む必要がある課題であるため。

イ 企業が立地場所を選定する際、第1段階では各都市の奨励制度の有無や内容が大きな選定要因であり、現行の高水準の奨励制度を長期的に継続する必要があるため。

ウ 企業立地奨励制度が恒常的に整備されていることで、誘致対象企業においては、長崎への立地を長期的視点に立って検討することが可能であるため。

【参考】中核市における条例の期限の設定状況

条例の期限						
1年	2年	3年	4年	5年	7年	なし
3市	2市	2市	2市	7市	1市	22市

(2) 立地企業の指定要件について

指定の際の雇用増従業員数要件に、最低条件として雇用者の中に市民が1人以上いることを追加する。

(理由)

ア 現行制度では、施設等整備奨励金及び建物等賃借奨励金の交付の際、長崎市民の雇用は指定要件に含まれていないことから、長崎市民の雇用が全くないという状況を回避するため。

【参考】立地企業の指定要件及び市民要件等

		指定要件			
		規 模	投下固定資産総額	雇用	(うち市民要件)
施設等整備奨励金	新 設	大 企 業	3 億円以上	10 人	(1人)
		中 小	3 千万円以上	5 人	(1人)
		養 殖	3 千万円以上	3 人	(1人)
		農 業	2 千万円以上	3 人	(1人)
	増 移 設	中 小	3 千万円以上	5 人	(1人)
		養 殖	1.5 千万円以上	2 人	(1人)
		農 業	1 千万円以上	2 人	(1人)
		指定要件			
		規 模	投下固定資産総額	雇用	(うち市民要件)
建物等賃借奨励金	新 設	大 企 業	—	10 人	(1人)
		中 小	—	5 人	(1人)
		養 殖	—	3 人	(1人)
		農 業	—	3 人	(1人)

※右欄の太枠で囲んだ部分が今回新たに追加する市民要件

雇用されている長崎市民に対し、次の雇用形態に応じた額を交付する。				
雇用奨励金	雇 用 形 態	単価	障害者加算	交付期間 3 年間
	正規雇用従業員	50 万円	50 万円	2 年目、3 年目は 前年より 5 人以上 増員の場合に交付
	非正規雇用従業員	30 万円	30 万円	
	短時間雇用従業員	15 万円	20 万円	

(3) 年度途中で雇用者数が減少した場合の雇用奨励金について

1 年間のうち、操業日又は前年度の応当日における従業員数の 80%未満となった場合は、雇用奨励金を交付しない規定を追加する。

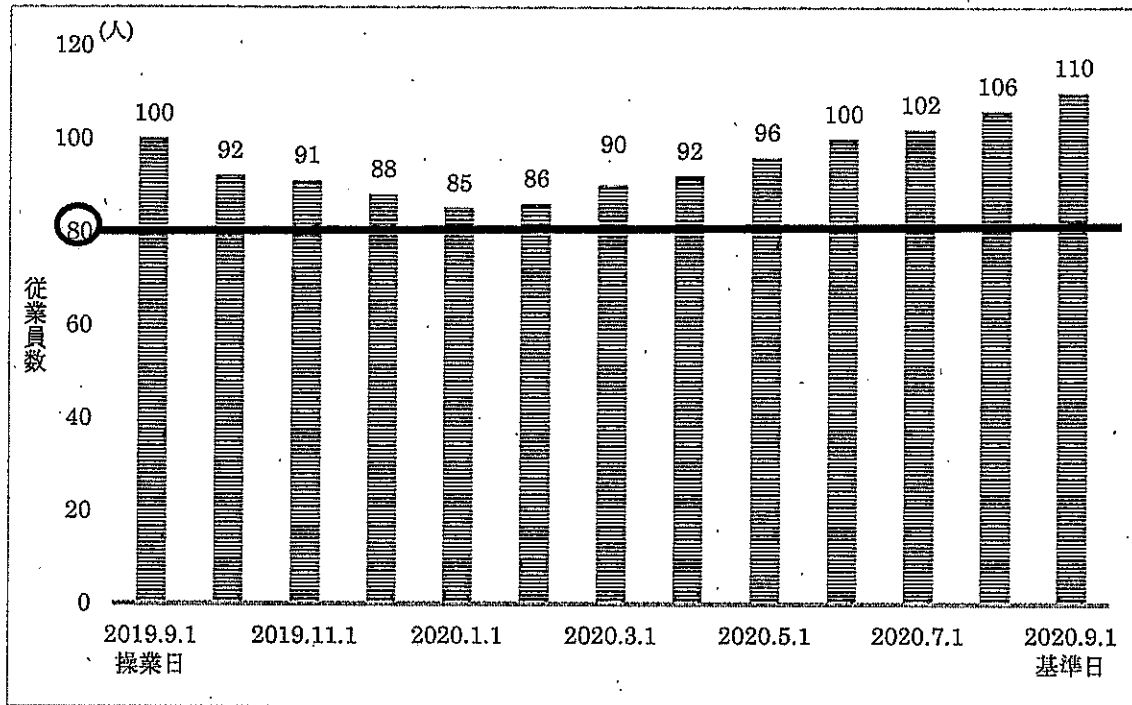
(理由)

ア 現行制度では、「応当日（当該年度の操業日に応答する日）」と「操業日前 1 年に当たる日」又は「前年度の応答日」との比較による従業員の増加の人数で雇用奨励金を交付する規定となっている。

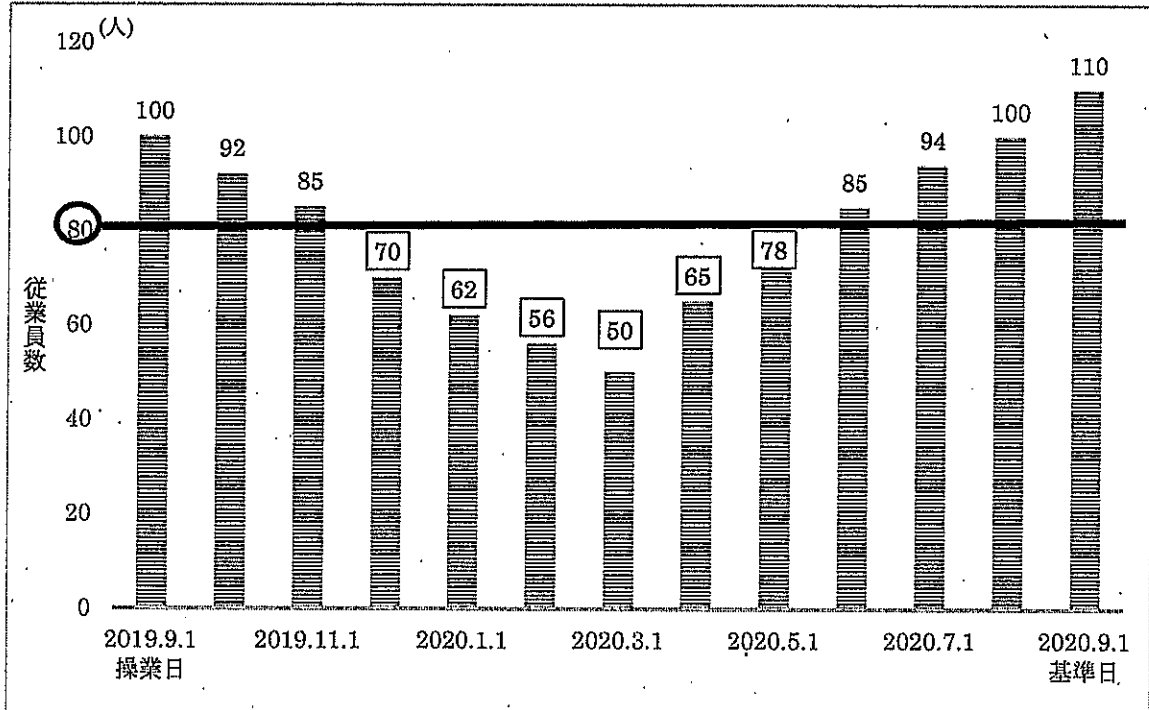
本市における継続的・安定的な雇用の確保を図るため、新たに、企業に毎月の雇用者数の報告を求め、年度途中の従業員数が 80%未満となった場合は雇用奨励金を交付しないこととする。

【参考】年度途中で雇用者数が変動した場合の雇用奨励金の取り扱い（イメージ）

例1 奨励金を交付する



例2 奨励金を交付しない



(4) 市内移転した場合における建物等賃借奨励金の交付について

操業後、3年以内に雇用数を維持又は拡大し、市内移転した場合における建物等賃借奨励金の交付に係る規定を追加する。

(理由)

ア 平成28年度の条例改正において、雇用増を伴う事業拡大等により市内で移転した場合も雇用奨励金を交付するよう制度の見直しを行っていたが、建物等賃借奨励金の取扱いについても同様の取扱いとするため。

(5) その他所要の整備

改正に伴い、指定に係る内容を変更する場合に承認を行う規定を明文化することや、引用条文の整理等を行う。

3 長崎市企業立地奨励条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市企業立地奨励条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年10月7日 条例第27号</p> <p>改正 平成 5年 9月28日条例第 26号 平成10年 9月18日条例第 30号 平成11年 7月15日条例第 19号 平成12年 3月24日条例第 24号 平成13年 6月29日条例第 19号 平成15年 7月18日条例第 30号 平成16年 9月30日条例第114号 平成17年10月 7日条例第 98号 平成17年12月28日条例第132号 平成19年 9月21日条例第 27号 平成20年 9月22日条例第 38号 平成21年 6月29日条例第 30号 平成25年 3月21日条例第21号 平成25年12月25日条例第77号 平成28年 9月30日条例第46号</p>	<p>○長崎市企業立地奨励条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年10月7日 条例第27号</p> <p>改正 平成 5年 9月28日条例第 26号 平成10年 9月18日条例第 30号 平成11年 7月15日条例第 19号 平成12年 3月24日条例第 24号 平成13年 6月29日条例第 19号 平成15年 7月18日条例第 30号 平成16年 9月30日条例第114号 平成17年10月 7日条例第 98号 平成17年12月28日条例第132号 平成19年 9月21日条例第 27号 平成20年 9月22日条例第 38号 平成21年 6月29日条例第 30号 平成25年 3月21日条例第21号 平成25年12月25日条例第77号 平成28年 9月30日条例第46号 <u>平成30年12月〇日条例第〇号</u></p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もつて本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（平15条例30・一部改正）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 本市において、次に掲げる事業を営む者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）<u>第42条第1項第1号</u>に規定する事業場を賃借して事業を行うものを除く。）で、3事業年度以上にわたり継続して法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項又は第81条の22第1項の規定による申告書の提出（同法第121条の規定により青色の申告書によつて提出する場合を含む。）を行つている内国法人（同法第2条第3号に規定する内国法人をいう。）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もつて本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（平15条例30・一部改正）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 本市において、次に掲げる事業を営む者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）<u>第54条第1項第1号</u>に規定する事業場を賃借して事業を行うものを除く。）で、3事業年度以上にわたり継続して法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項又は第81条の22第1項の規定による申告書の提出（同法第121条の規定により青色の申告書によつて提出する場合を含む。）を行つている内国法人（同法第2条第3号に規定する内国法人をいう。）</p>

並びにその連結子会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に規定する連結子会社をいう。）並びに国内又は国外（法人税法第2条第1号に規定する国内又は同条第2号に規定する国外をいう。）において合算して5事業年度以上にわたり継続して事業活動を行つている外国法人（同法第2条第4号に規定する外国法人をいう。）並びにその外国法人に財務及び事業の方針の決定を支配されている法人等として市長が別に定めるものをいう。

ア 次に掲げる産業に属する事業

- (ア) 造船・自動車等の輸送用機械関連産業
- (イ) 産業用機械、新エネルギー・環境関連産業
- (ウ) 情報通信関連産業
- (エ) 食品関連産業
- (オ) 医工連携関連産業

イ 道路貨物運送業、倉庫業又はこん包業（市長が別に定める地区において設置する者に限る。）

ウ 市長が別に定める水産動植物を陸上において養殖する事業その他これに類するものとして市長が別に定める事業（以下「陸上養殖業」という。）

エ 農業（市長が別に定める農作物を栽培し、又は家畜を飼養する事業その他これらに類するものとして市長が別に定める事業に限る。）

オ アからエまでに掲げる事業以外の事業で、次に掲げるもの

- (ア) 製造業
- (イ) その他市長が特に本市経済の発展に寄与すると認める事業

(2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。

(3) 設置 事業所を建設し、購入し、又は借り上げをいう。

(4) 新設 本市に事業所を有しない者が本市に新たに事業所を設置し、又は本市に事業所を有する者が当該事業所と異なる業種の事業所を本市に新たに設置することをいう。

(5) 増設 本市に事業所を有する者が事業規模を拡張する目的で、本市において当該事業所を拡充し、又は当該事業所と同一の業種の事業所を新たに設置することをいう。

並びにその連結子会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に規定する連結子会社をいう。）並びに国内又は国外（法人税法第2条第1号に規定する国内又は同条第2号に規定する国外をいう。）において合算して5事業年度以上にわたり継続して事業活動を行つている外国法人（同法第2条第4号に規定する外国法人をいう。）並びにその外国法人に財務及び事業の方針の決定を支配されている法人等として市長が別に定めるものをいう。

ア 次に掲げる産業に属する事業

- (ア) 造船・自動車等の輸送用機械関連産業
- (イ) 産業用機械、新エネルギー・環境関連産業
- (ウ) 情報通信関連産業
- (エ) 食品関連産業
- (オ) 医工連携関連産業

イ 道路貨物運送業、倉庫業又はこん包業（市長が別に定める地区において設置する者に限る。）

ウ 市長が別に定める水産動植物を陸上において養殖する事業その他これに類するものとして市長が別に定める事業（以下「陸上養殖業」という。）

エ 農業（市長が別に定める農作物を栽培し、又は家畜を飼養する事業その他これらに類するものとして市長が別に定める事業に限る。）

オ アからエまでに掲げる事業以外の事業で、次に掲げるもの

- (ア) 製造業
- (イ) その他市長が特に本市経済の発展に寄与すると認める事業

(2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。

(3) 設置 事業所を建設し、購入し、又は借り上げをいう。

(4) 新設 本市に事業所を有しない者が本市に新たに事業所を設置し、又は本市に事業所を有する者が当該事業所と異なる業種の事業所を本市に新たに設置することをいう。

(5) 増設 本市に事業所を有する者が事業規模を拡張する目的で、本市において当該事業所を拡充し、又は当該事業所と同一の業種の事業所を新たに設置することをいう。

- (6) 移設 本市に事業所を有する者が事業規模を拡張する目的で、当該事業所を本市の他の場所に設置することをいう。
- (7) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (8) 陸上養殖業法人 陸上養殖業を行う法人をいう。
- (9) 農業法人 農業を行う法人をいう。
- (10) 投下固定資産 事業者が新設、増設又は移設に伴い、その事業の用に直接供するために取得した土地及び家屋（事業者の所有権に係る登記がされているものに限る。）並びに償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。）をいう。
- (11) 投下固定資産総額（操業前） 事業者が新設、増設又は移設に係る設置に要する費用のうち、当該事業者がその事業の操業日までに投下固定資産の取得に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の総額をいう。
- (12) 投下固定資産総額（操業後） 事業者が、新設にあつては操業日後5年を経過する日、増設及び移設にあつては操業日後3年を経過する日までに投下固定資産の取得に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の総額をいう。
- (13) 操業日 事業者が次に掲げる条件の全てを満たすこととなる最初の日をいう。
- ア 投下固定資産の供用の開始が可能であること。
- イ 生産行為、営業行為、栽培、飼育、養殖その他新設、増設又は移設に係る事業所における事業活動を開始していること。
- (14) 雇用増従業員対象事業所 奨励金の交付を受けようとする事業者の本市の区域内にある全ての事業所をいう。
- (15) 雇用増従業員数
- ア 新設の場合 操業日前1年に当たる日から操業日後1年に当たる日までの間に、雇用増従業員対象事業所において就労することを目的として採用された従業員又は本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した従業員であつ

- (6) 移設 本市に事業所を有する者が事業規模を拡張する目的で、当該事業所を本市の他の場所に設置することをいう。
- (7) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (8) 陸上養殖業法人 陸上養殖業を行う法人をいう。
- (9) 農業法人 農業を行う法人をいう。
- (10) 投下固定資産 事業者が新設、増設又は移設に伴い、その事業の用に直接供するために取得した土地及び家屋（事業者の所有権に係る登記がされているものに限る。）並びに償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。）をいう。
- (11) 投下固定資産総額（操業前） 事業者が新設、増設又は移設に係る設置に要する費用のうち、当該事業者がその事業の操業日までに投下固定資産の取得に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の総額をいう。
- (12) 投下固定資産総額（操業後） 事業者が、新設にあつては操業日後5年を経過する日、増設及び移設にあつては操業日後3年を経過する日までに投下固定資産の取得に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の総額をいう。
- (13) 操業日 事業者が次に掲げる条件の全てを満たすこととなる最初の日をいう。
- ア 投下固定資産の供用の開始が可能であること。
- イ 生産行為、営業行為、栽培、飼育、養殖その他新設、増設又は移設に係る事業所における事業活動を開始していること。
- (14) 雇用増従業員対象事業所 奨励金の交付を受けようとする事業者の本市の区域内にある全ての事業所をいう。
- (15) 雇用増従業員数
- ア 新設の場合 操業日前1年に当たる日から操業日後1年に当たる日までの間に、雇用増従業員対象事業所において就労することを目的として採用された従業員又は本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した従業員であつ

て、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（1年以上継続して雇用が見込まれるものに限る。以下「雇用保険被保険者」という。）である従業員の総数をいう。

イ 増設及び移設の場合 雇用増従業員対象事業所において、操業日後1年に当たる日以後において、第4条第2項第2号に掲げる要件を具備するに至った日に雇用されている雇用保険被保険者である従業員の総数から、操業日前1年に当たる日に雇用されていた雇用保険被保険者である従業員の総数を差し引いた従業員の総数をいう。

(16) 正規雇用従業員 期間の定めのない労働契約を締結し、雇用される者（短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

(17) 非正規雇用従業員 期間の定めのある労働契約を締結し、雇用される者（短時間労働者を除く。）をいう。

(18) 短時間従業員 短時間労働者であつて、1週間の所定労働時間が20時間以上であるものをいう。

(19) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する者をいう。

（平5条例26・平10条例30・平11条例19・平12条例24・平15条例30・平17条例132・平19条例27・平20条例38・平21条例30・平25条例21・平25条例77・平28条例46・一部改正）

（奨励措置）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 施設等整備奨励金
- (2) 建物等賃借奨励金
- (3) 雇用奨励金

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に本市経済の発展及び市民生活の向上に資するものと認めるときは、長崎県知事と協議して立地を要請した事業者（以下「特例事業者」という。）に対して、別に奨励金を交付することができる。

（平21条例30・全改、平25条例21・平25条例77・一部改正）

て、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（1年以上継続して雇用が見込まれるものに限る。以下「雇用保険被保険者」という。）である従業員の総数をいう。

イ 増設及び移設の場合 雇用増従業員対象事業所において、操業日後1年に当たる日以後において、第4条第2項第2号に掲げる要件を具備するに至った日に雇用されている雇用保険被保険者である従業員の総数から、操業日前1年に当たる日に雇用されていた雇用保険被保険者である従業員の総数を差し引いた従業員の総数をいう。

(16) 正規雇用従業員 期間の定めのない労働契約を締結し、雇用される者（短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

(17) 非正規雇用従業員 期間の定めのある労働契約を締結し、雇用される者（短時間労働者を除く。）をいう。

(18) 短時間従業員 短時間労働者であつて、1週間の所定労働時間が20時間以上であるものをいう。

(19) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する者をいう。

（平5条例26・平10条例30・平11条例19・平12条例24・平15条例30・平17条例132・平19条例27・平20条例38・平21条例30・平25条例21・平25条例77・平28条例46・一部改正）

（奨励措置）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 施設等整備奨励金
- (2) 建物等賃借奨励金
- (3) 雇用奨励金

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に本市経済の発展及び市民生活の向上に資するものと認めるときは、長崎県知事と協議して立地を要請した事業者（以下「特例事業者」という。）に対して、別に奨励金を交付することができる。

（平21条例30・全改、平25条例21・平25条例77・一部改正）

(指定)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、事業所を新設、増設又は移設をするごとに、市長の指定(以下「指定」という。)を受けなければならない。

2 指定を受けることができる事業者(特例事業者を除く。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、第1号から第3号までに掲げる要件(第12条第1号において「指定要件」という。)のいずれかに該当し、かつ、第4号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 新設に伴う投下固定資産総額(操業前)が3億円(中小企業者等又は陸上養殖業法人にあつては3,000万円、農業法人にあつては2,000万円)以上の事業者であつて、かつ、雇用増従業員数が10(中小企業者等にあつては5、陸上養殖業法人又は農業法人にあつては3)以上であるもの

(2) 増設又は移設に伴う投下固定資産総額(操業前)が3,000万円以上の中小企業者等、1,500万円以上の陸上養殖業法人又は1,000万円以上の農業法人であつて、かつ、操業日後3年を経過する日までに、雇用増従業員数が5以上の中小企業者等、2以上の陸上養殖業法人又は農業法人であるもの

(3) 土地及び家屋を賃借して新設をする事業者であつて、かつ、雇用増従業員数が10(中小企業者等にあつては5、陸上養殖業法人又は農業法人にあつては3)以上であるもの

(4) 役員等(事業者である法人の役員又はその事業所の代表者をいう。)が長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない事業者

(平21条例30・全改、平25条例21・平25条例7・一部改正)

(指定の申請等)

第5条 指定を受けようとする事業者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請を行おうとする事業者は、操業日前30日に当たる日までに、市長が別に定めるとこ

(指定)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、事業所を新設、増設又は移設をするごとに、市長の指定(以下「指定」という。)を受けなければならない。

2 指定を受けることができる事業者(特例事業者を除く。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、第1号から第3号までに掲げる要件(第13条第1号において「指定要件」という。)のいずれかに該当し、かつ、第4号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 新設に伴う投下固定資産総額(操業前)が3億円(中小企業者等又は陸上養殖業法人にあつては3,000万円、農業法人にあつては2,000万円)以上の事業者であつて、かつ、雇用増従業員数が10(中小企業者等にあつては5、陸上養殖業法人又は農業法人にあつては3)以上であり、かつ、当該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの

(2) 増設又は移設に伴う投下固定資産総額(操業前)が3,000万円以上の中小企業者等、1,500万円以上の陸上養殖業法人又は1,000万円以上の農業法人であつて、かつ、操業日後3年を経過する日までに、雇用増従業員数が5以上の中小企業者等、2以上の陸上養殖業法人又は農業法人であり、かつ、当該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの

(3) 土地及び家屋を賃借して新設をする事業者であつて、かつ、雇用増従業員数が10(中小企業者等にあつては5、陸上養殖業法人又は農業法人にあつては3)以上であり、かつ、当該雇用増従業員数の算定に係る従業員のうち1人以上が本市に住所を有する者であるもの

(4) 役員等(事業者である法人の役員又はその事業所の代表者をいう。)が長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない事業者

(平21条例30・全改、平25条例21・平25条例7・一部改正)

(指定の申請等)

第5条 指定を受けようとする事業者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請を行おうとする事業者は、操業日前30日に当たる日までに、市長が別に定めるとこ

ろにより、市長と協議しなければならない。

- 3 市長は、指定を行うときは、事業者の経営状況等を十分に考慮して行うものとする。
- 4 市長は、指定を行うときは、経営に関する専門的知識を有する者に意見を聴くことができる。

(平21条例30・全改)

(交付の申請)

第6条 指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）が奨励金の交付を受けようとするときは、毎年度、市長が別に定めるところにより、市長に申請を行わなければならない。

2 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる奨励金を指定事業者（特例事業者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に交付することができる。ただし、交付する奨励金の総額は、指定ごとに、1事業者当たり10億円を上限とする。

- (1) 第4条第2項第1号又は第2号に該当する指定事業者 施設等整備奨励金及び雇用奨励金
- (2) 第4条第2項第3号に該当する指定事業者（次号に規定する指定事業者を除く。） 建物等賃借奨励金及び雇用奨励金
- (3) 第4条第2項第3号に該当し、操業日後5年を経過する日までに自らの事業を行うための事業所を自ら建設し所有する指定事業者 施設等整備奨励金、建物等賃借奨励金及び雇用奨励金

3 指定事業者は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める期間に第1項の申請を行わなければならない。

- (1) 施設等整備奨励金 各年度に交付を受けようと

ろにより、市長と協議しなければならない。

- 3 市長は、指定を行うときは、事業者の経営状況等を十分に考慮して行うものとする。
- 4 市長は、指定を行うときは、経営に関する専門的知識を有する者に意見を聴くことができる。

(平21条例30・全改)

(変更の承認等)

第6条 指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、その指定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更その他市長が別に定める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、指定事業者は、その変更について速やかに市長に届け出なければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「指定」とあるのは「変更の承認」と読み替えるものとする。

(交付の申請)

第7条 指定事業者が奨励金の交付を受けようとするときは、毎年度、市長が別に定めるところにより、市長に申請を行わなければならない。

2 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる奨励金を指定事業者（特例事業者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に交付することができる。ただし、交付する奨励金の総額は、指定ごとに、1事業者当たり10億円を上限とする。

- (1) 第4条第2項第1号又は第2号に該当する指定事業者 施設等整備奨励金及び雇用奨励金
- (2) 第4条第2項第3号に該当する指定事業者（次号に規定する指定事業者を除く。） 建物等賃借奨励金及び雇用奨励金
- (3) 第4条第2項第3号に該当し、操業日後5年を経過する日までに自らの事業を行うための事業所を自ら建設し所有する指定事業者 施設等整備奨励金、建物等賃借奨励金及び雇用奨励金

3 指定事業者は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める期間に第1項の申請を行わなければならない。

- (1) 施設等整備奨励金 各年度に交付を受けようと

する施設等整備奨励金につき、当該年度の操業日に
相当する日（その日が1月から3月までに属する
ときは、その年の4月1日。以下この項において「
応当日」という。）から応当日後3月を経過する日
までの期間（増設又は移設の場合にあつては、第4
条第2項第2号に規定する雇用増従業員数以上の
雇用保険被保険者である従業員を雇用すること
となつた日から3月を経過する日までの期間）

(2) 建物等賃借奨励金 各年度に交付を受けよう
とする建物等賃借奨励金につき、応当日（各年の
土地及び家屋の賃借に係る賃借料の約定の支払
日が到来していない場合にあつては、その約定
の支払日。以下この号において同じ。）から
応当日後3月を経過する日までの期間

(3) 雇用奨励金 次に掲げる区分に応じ、それ
ぞれに定める期間

ア 第10条第1項の規定による雇用奨励金 操
業日後1年を経過した日（その日が1月から3
月までに属するときは、その年の4月1日）
から3月を経過する日までの期間（増設又は
移設の場合にあつては、第4条第2項第2号
に規定する雇用増従業員数以上の雇用保険被
保険者である従業員を雇用することとなつた
日から3月を経過する日までの期間）

イ 第10条第2項の規定による雇用奨励金 市
長が別に定める期間

（平21条例30・全改、平25条例21・平25
条例7・一部改正）

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請があつた
場合において、指定事業者が次の各号のい
ずれにも該当しないときは、奨励金の交付
の決定をするものとする。

- (1) 市税、法人事業税、消費税及び地方
消費税を滞納しているとき。
- (2) 経営状況が著しく悪化し、第1条の
目的を達成することが困難であると認めら
れるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が
奨励金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項に規定する交付の決定を行
うときは、経営に関する専門的知識を有す
る者に意見を聴くことができる。

（平21条例30・全改、平25条例21・一
部改正）

する施設等整備奨励金につき、当該年度の操
業日に相当する日（その日が1月から3月
までに属するときは、その年の4月1日。以
下この項において「応当日」という。）から
応当日後3月を経過する日までの期間（増
設又は移設の場合にあつては、第4条第2
項第2号に規定する雇用増従業員数以上の
雇用保険被保険者である従業員を雇用す
ることとなつた日から3月を経過する日
までの期間）

(2) 建物等賃借奨励金 各年度に交付を受け
ようとする建物等賃借奨励金につき、応当
日（各年の土地及び家屋の賃借に係る賃借
料の約定の支払日が到来していない場合
にあつては、その約定の支払日。以下この
号において同じ。）から応当日後3月を
経過する日までの期間

(3) 雇用奨励金 次に掲げる区分に応じ、
それぞれに定める期間

ア 第11条第1項の規定による雇用奨励金
操業日後1年を経過した日（その日が1
月から3月までに属するときは、その年
の4月1日）から3月を経過する日
までの期間（増設又は移設の場合にあ
つては、第4条第2項第2号に規定す
る雇用増従業員数以上の雇用保険被保
険者である従業員を雇用することとな
つた日から3月を経過する日までの
期間）

イ 第11条第2項の規定による雇用奨励金
市長が別に定める期間

（平21条例30・全改、平25条例21・平
25条例7・一部改正）

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があ
つた場合において、指定事業者が次の各
号のいずれにも該当しないときは、奨励
金の交付の決定をするものとする。

- (1) 市税、法人事業税、消費税及び
地方消費税を滞納しているとき。
- (2) 経営状況が著しく悪化し、第1条
の目的を達成することが困難であると認
められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長
が奨励金を交付することが適当でない
とき。

2 市長は、前項に規定する交付の決定
を行うときは、経営に関する専門的知識
を有する者に意見を聴くことができる。

（平21条例30・全改、平25条例21・
一部改正）

(施設等整備奨励金の額)

第8条 施設等整備奨励金の額は、1年度につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定基礎額と同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額を5で除して得た額とする。

【別記1 参照】

2 市長は、操業日の属する年度の翌年度（操業日が1月から3月までに属する場合にあつては、翌々年度）から5年度間、施設等整備奨励金を交付することができる。

(平21条例30・全改、平25条例77・平28条例46・一部改正)

(建物等賃借奨励金の額)

第9条 建物等賃借奨励金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定基礎額と同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額とする。

【別記2 参照】

2 市長は、操業日から3年間の建物等の賃借に係る建物等賃借奨励金を交付することができる。この場合において、操業日（操業日の属する年度の翌年度以降の年度にあつては、当該年度の操業日に相当する日。以下この項において同じ。）から1年間の建物等の賃借に係る建物等賃借奨励金は、操業日の属する年度の翌年度（操業日が1月から3月までに属する場合にあつては、翌々年度）に交付するものとする。

(平21条例30・全改、平25条例77・平28条例46・一部改正)

(雇用奨励金)

第10条 雇用奨励金の額は、雇用増従業員数の算定に係る従業員であつて、本市に住所を有するもの（本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した日の前日において本市に住所を有する者を除く。次項において同じ。）の数に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 正規雇用従業員 50万円（その者が障害者であるときは、100万円）
- (2) 非正規雇用従業員 30万円（その者が障害者であるときは、60万円）
- (3) 短時間従業員 15万円（その者が障害者であるときは、35万円）

(施設等整備奨励金の額)

第9条 施設等整備奨励金の額は、1年度につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定基礎額と同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額を5で除して得た額とする。

【別記1 参照】

2 市長は、操業日の属する年度の翌年度（操業日が1月から3月までに属する場合にあつては、翌々年度）から5年度間、施設等整備奨励金を交付することができる。

(平21条例30・全改、平25条例77・平28条例46・一部改正)

(建物等賃借奨励金の額)

第10条 建物等賃借奨励金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定基礎額と同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額とする。

【別記2 参照】

2 市長は、操業日から3年間の建物等の賃借に係る建物等賃借奨励金を交付することができる。この場合において、操業日（操業日の属する年度の翌年度以降の年度にあつては、当該年度の操業日に相当する日。以下この項において同じ。）から1年間の建物等の賃借に係る建物等賃借奨励金は、操業日の属する年度の翌年度（操業日が1月から3月までに属する場合にあつては、翌々年度）に交付するものとする。

(平21条例30・全改、平25条例77・平28条例46・一部改正)

(雇用奨励金)

第11条 雇用奨励金の額は、雇用増従業員数の算定に係る従業員であつて、本市に住所を有するもの（本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した日の前日において本市に住所を有する者を除く。次項において同じ。）の数に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 正規雇用従業員 50万円（その者が障害者であるときは、100万円）
- (2) 非正規雇用従業員 30万円（その者が障害者であるときは、60万円）
- (3) 短時間従業員 15万円（その者が障害者であるときは、35万円）

2 前項に定めるもののほか、市長は、操業日後1年を経過する日の翌日から操業日後3年（特例指定事業者（第4条第2項第3号に掲げる要件に該当する指定事業者であつて、操業日後5年を経過する日までに指定に係る事業所を移転し、かつ、前項各号に掲げる従業員を100人以上雇用する計画を有するものとして市長が認めるものをいう。第13条第1項において同じ。）にあつては、5年）を経過する日までの間に雇用増従業員対象事業所において就労させることを目的として正規雇用従業員、非正規雇用従業員又は短時間従業員として採用された従業員であつて、本市に住所を有するものの数に応じて、市長が別に定める場合に該当するときは、市長が別に定める額の雇用奨励金を交付するものとする。

（平20条例38・全改、平21条例30・平25条例7
7・平28条例46・一部改正）

（端数計算）

第11条 奨励金を計算するに当たり、奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（平17条例132・旧第9条繰下）

（指定の取消し）

第12条 市長は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、雇用増従業員数が、当該指定事業者に係る指定要件の区分に応じ、第4条第2項第1号から第3号までに規定する雇用増従業員数を下回つたとき。
- (2) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、投下固定資産を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は競売に付されたとき。
- (3) 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により指定又は交付の決定を受けたとき。
- (5) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、奨

2 前項に定めるもののほか、市長は、操業日後1年を経過する日の翌日から操業日後3年（特例指定事業者（第4条第2項第3号に掲げる要件に該当する指定事業者であつて、操業日後5年を経過する日までに指定に係る事業所を本市の他の場所に移転し、かつ、前項各号に掲げる従業員を100人以上雇用する計画を有するものとして市長が認めるものをいう。第14条第1項において同じ。）にあつては、5年）を経過する日までの間に雇用増従業員対象事業所において就労させることを目的として正規雇用従業員、非正規雇用従業員又は短時間従業員として採用された従業員であつて、本市に住所を有するものの数に応じて、市長が別に定める場合に該当するときは、市長が別に定める額の雇用奨励金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、操業日から操業日後3年を経過する日までの各月の末日における算定対象従業員の数が、操業日その他市長が別に定める期日における算定対象従業員の数の8割に満たない場合に該当するときは、雇用奨励金を交付しない。

（平20条例38・全改、平21条例30・平25条例7
7・平28条例46・一部改正）

（端数計算）

第12条 奨励金を計算するに当たり、奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（平17条例132・旧第9条繰下）

（指定の取消し）

第13条 市長は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、雇用増従業員数が、当該指定事業者に係る指定要件の区分に応じ、第4条第2項第1号から第3号までに規定する雇用増従業員数を下回つたとき。
- (2) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、投下固定資産を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は競売に付されたとき。
- (3) 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により指定又は交付の決定を受けたとき。
- (5) 指定を受けた日後6年を経過する日までに、奨

励金の交付に係る事業の操業が廃止又は停止の状況にあると認められるとき。

(6) 第4条第2項第4号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(平21条例30・全改、平25条例21・平25条例77・一部改正)

(交付の決定の取消し及び奨励金の返還)

第13条 市長は、前条第2号から第7号までの規定のいずれかに該当することにより指定を取り消したとき又は特例指定事業者が、操業日後5年を経過した日において第10条第1項各号に掲げる従業員を100人以上雇用していないときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(平21条例30・全改、平25条例21・平28条例46・一部改正)

(地位の承継)

第14条 指定事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合において、市長の承認を受けたときは、当該各号に掲げる者は、指定事業者の地位を承継する。

(1) 法人が合併又は分割(投下固定資産の全部又は一部を承継させるものに限る。)した場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により投下固定資産の全部又は一部を承継した法人

(2) 営業を譲渡した場合 その譲受人

(平11条例19・平13条例19・一部改正、平15条例30・旧第13条繰上、平17条例132・旧第12条繰下、平21条例30・一部改正)

(報告及び調査)

第15条 市長は、指定事業者、指定を受けようとする者又は指定事業者であつた者に対し、立地、雇用状況、操業、経営状況等について報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(平15条例30・旧第14条繰上、平17条例132・

励金の交付に係る事業の操業が廃止又は停止の状況にあると認められるとき。

(6) 第4条第2項第4号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(平21条例30・全改、平25条例21・平25条例77・一部改正)

(交付の決定の取消し及び奨励金の返還)

第14条 市長は、前条第2号から第7号までの規定のいずれかに該当することにより指定を取り消したとき又は特例指定事業者が、操業日後5年を経過した日において第11条第1項各号に掲げる従業員を100人以上雇用していないときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(平21条例30・全改、平25条例21・平28条例46・一部改正)

(地位の承継)

第15条 指定事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合において、市長の承認を受けたときは、当該各号に掲げる者は、指定事業者の地位を承継する。

(1) 法人が合併又は分割(投下固定資産の全部又は一部を承継させるものに限る。)した場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により投下固定資産の全部又は一部を承継した法人

(2) 営業を譲渡した場合 その譲受人

(平11条例19・平13条例19・一部改正、平15条例30・旧第13条繰上、平17条例132・旧第12条繰下、平21条例30・一部改正)

(報告及び調査)

第16条 市長は、指定事業者、指定を受けようとする者又は指定事業者であつた者に対し、立地、雇用状況、操業、経営状況等について報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(平15条例30・旧第14条繰上、平17条例132・

旧第13条繰下、平21条例30・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平15条例30・旧第15条繰上、平17条例132・旧第14条繰下)

(この条例の失効)

7 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた事業者に対するこの条例の規定の適用については、この条例は、その時以後も、なおその効力を有する。

旧第13条繰下、平21条例30・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平15条例30・旧第15条繰上、平17条例132・旧第14条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市企業立地奨励条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に操業等を開始する事業者から適用し、施行日前に操業等を開始した事業者については、なお従前の例による。

(建物等賃借奨励金に係る指定事業者の特例)

3 施行日前に建物等賃借奨励金に係る指定を受けている事業者は、前項の規定にかかわらず、改正後の長崎市企業立地奨励条例第10条第1項の規定を適用する。

【別記1】

現行

区分	算定基礎額	助成率
第2条第1号ア、ウ又はエに規定する事業を行う指定事業者	操業日後1年を経過する日における投下固定資産に係る固定資産評価額（地方税法第410条第1	0.15
第2条第1号イ又はオに規定する事業を行う指定事業者	項の規定により市長が決定する固定資産の価格をいう。）の合計額又は投下固定資産総額（操業前）のいずれか低い額。ただし、新設の場合にあつては操業日後5年（増設及び移設の場合にあつては操業日後3年）を経過する日までの各年度の操業日に応ずる日における投下固定資産に係る固定資産評価額（同項の規定により市長が決定する固定資産の価格をいう。）の合計額又は投下固定資産総額（操業後）のいずれか低い額を含む。	0.1

改正後（案）

区分	算定基礎額	助成率
第2条第1号ア、ウ又はエに規定する事業を行う指定事業者	操業日後1年を経過する日における投下固定資産に係る固定資産評価額（地方税法第410条第1	0.15
第2条第1号イ又はオに規定する事業を行う指定事業者	項の規定により市長が決定する固定資産の価格をいう。）の合計額又は投下固定資産総額（操業前）のいずれか低い額。ただし、新設の場合にあつては操業日後5年（増設及び移設の場合にあつては操業日後3年）を経過する日までの各年度の操業日に応ずる日における投下固定資産に係る固定資産評価額（同項の規定により市長が決定する固定資産の価格をいう。）の合計額又は投下固定資産総額（操業後）のいずれか低い額を含む。	0.1

【別記2】

現行

区分	算定基礎額	助成率
第2条第1号ア、ウ又はエに規定する事業を行う指定事業者	新設に係る事業所の家屋及び土地（次項において「建物等」という。）の賃借に係る操業日から3年間における各年の賃借料（共益費用、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とし、家屋に係る賃借料の単価が当該家屋の床面積3.3平方メートル当たり月額1万円を超える場合にあっては、当該単価を月額1万円として算定した額とする。）	0.5
第2条第1号イ又はオに規定する事業を行う指定事業者		0.25

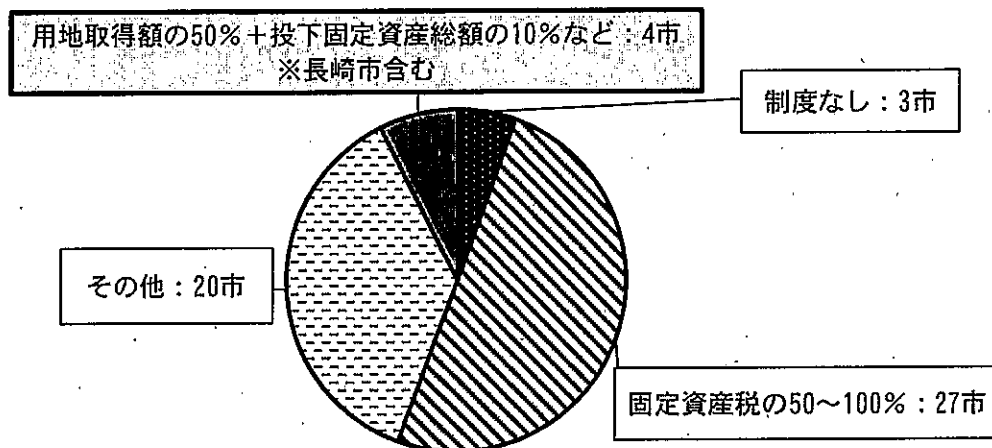
改正後（案）

区分	算定基礎額	助成率
第2条第1号ア、ウ又はエに規定する事業を行う指定事業者	新設に係る事業所（ <u>操業日から操業日後3年を経過する日までの間に、当該新設に係る事業所</u>	0.5
第2条第1号イ又はオに規定する事業を行う指定事業者	<u>を本市の他の場所に移転し、かつ、当該移転時における算定対象従業員（雇用増従業員対象事業所において就労することを目的として採用された従業員又は本市外の区域にある事業所から雇用増従業員対象事業所に異動した従業員であって、雇用保険被保険者であるものをいう。次条において同じ。）の数が、移転前の当該算定対象従業員の数以上となる事業所を含む。）</u> の家屋及び土地（次項において「建物等」という。）の賃借に係る操業日から3年間における各年の賃借料（共益費用、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とし、家屋に係る賃借料の単価が当該家屋の床面積3.3平方メートル当たり月額1万円を超える場合にあっては、当該単価を月額1万円として算定した額とする。）	0.25

〈参考1〉 中核市（54市）との奨励金比較

(1) 施設等に係る奨励金

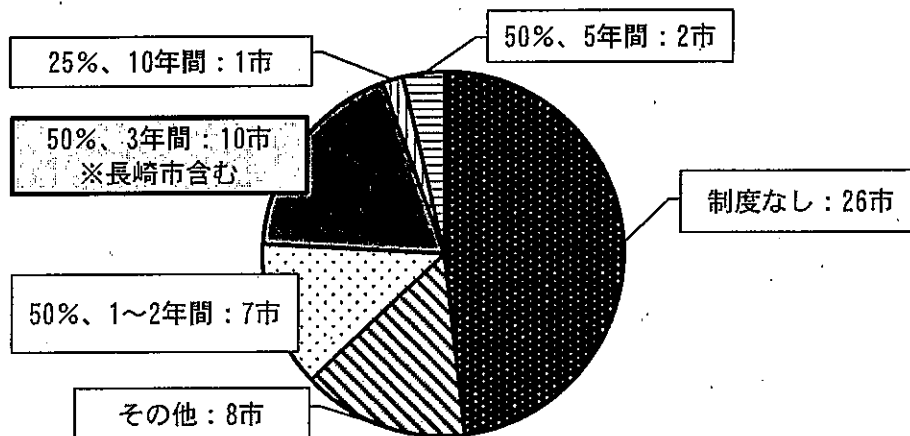
長崎市：投下固定資産総額の売買価格、又は固定資産評価額の低い額の15%



※長崎市より高額になる可能性のある市：八戸市、盛岡市、いわき市

(2) 賃借に係る奨励金

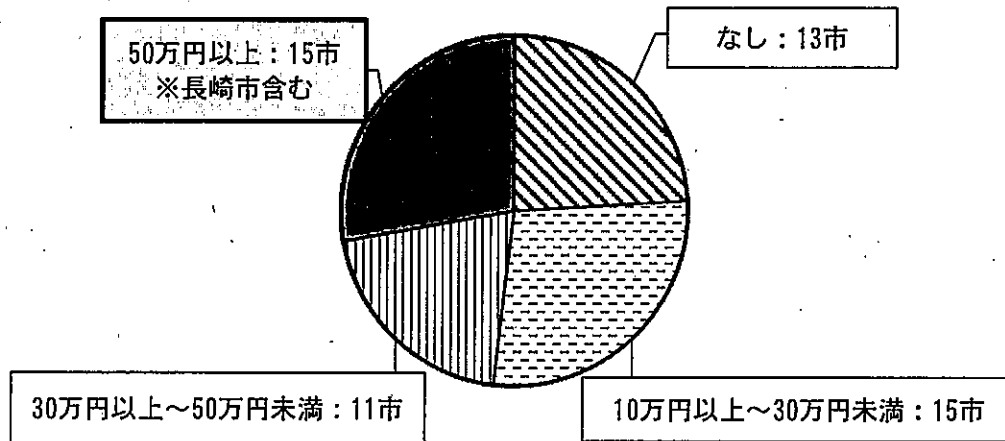
長崎市：賃借費用の50%、3年間



※長崎市より高額の市：函館市、佐世保市、松山市

(3) 雇用に係る奨励金（正規雇用従業員1人当たりの額で比較）

長崎市：50万円



※長崎市より高額の市：いわき市、和歌山市(60万円)、松山市(55万円)

〈参考2〉 企業誘致による雇用実績と今後の雇用創出見込み

〔平成21年度以降の誘致企業〕

【平成30年10月1日現在〔単位：人、％〕】

年度	企業名	地元企業	雇用増計画 【①】	雇用計画期間 (年度)	雇用実績 【②】	上:男 下:女		比率	今後の 雇用予定 【①-②】
21	全日本空輸(株)〔ANAテレマート・コールセンター〕		450	H23～H29	401	55	13.7	49	
						346	86.3		
25	住友電装(株)〔車向けソフトウェア開発〕		72	H25～H27	72	61	84.7	0	
						11	15.3		
	㈱カネミツ〔自動車関連〕		36	H27～H32	33	25	75.8	3	
						8	24.2		
	AIG損害保険(株)〔保険金支払事務〕		802	H26～H30	526	90	17.1		
					436	82.9	276		
	小計〔H25年度〕		910		631	176	27.9	279	
						455	72.1		
26	AIGグループ〔保険金支払事務〕 アメリカンホーム医療損害保険(株)		106	H26～H27	55	9	16.4	51	
						46	83.6		
	FWD富士生命〔コールセンター〕 (旧AIG富士生命保険(株))		170	H26～H33	113	10	8.8	57	
						103	91.2		
	チューリッヒ保険会社〔コールセンター〕		250	H26～H31	177	43	24.3	73	
						134	75.7		
	トランスコスモス(株)〔BPO〕		600	H27～H31	412	61	14.8	188	
						351	85.2		
㈱九州ジंकウ〔造船関連業〕	○	1	H26～H30	1	1	100.0	0		
					0	0.0			
崎永海運(株)〔農業〕	○	2	H27～H31	2	2	100.0	0		
					0	0.0			
	小計〔H26年度〕		1,129		760	126	16.6	369	
						634	83.4		
27	㈱バンク・ビジネスファクトリー〔BPO〕		80	H27～H30	27	4	14.8	53	
						23	85.2		
	SGエキスパート(株)〔経理等のシェアードサービス〕		150	H28～H30	104	16	15.4	46	
						88	84.6		
	(社福)出島福祉村〔農業〕	○	10	H28～H32	3	0	0.0	7	
					3	100.0			
㈱ブレイブ〔派遣スタッフの情報データ入力、応募受付オペレーター〕		27	H28～H30	16	1	6.3	11		
					15	93.8			
	小計〔H27年度〕		267		150	21	14.0	117	
						129	86.0		
28	㈱クリティックミッションジャパン〔携帯インフラ〕		70	H28～H30	20	6	30.0	50	
						14	70.0		
	中嶋屋本店(株)〔食料品製造〕	○	12	H28～H32	11	0	0.0	1	
						11	100.0		
	福岡造船(株)〔造船業〕	○	19	H28～H32	18	15	83.3	1	
						3	16.7		
オリックス生命保険(株) 〔コールセンター、保険金支払事務〕		600	H28～H34	261	26	10.0	339		
					235	90.0			
㈱平成機工〔機械加工、製缶〕		21	H30～H34	17	15	88.2	4		
					2	11.8			
	小計〔H28年度〕		722		327	62	19.0	395	
						265	81.0		
29	㈱橋口水産〔水産加工〕		25	H30～H32	21	8	38.1	4	
						13	61.9		
	チョコレートハウス(株)〔菓業製造〕	○	20	H30～H34	16	9	56.3	4	
						7	43.8		
	㈱マテックス〔金属製品製造〕	○	18	H30～H35	3	3	100.0	15	
					0	0.0			
㈱大東製作所〔船舶用部分品等製造〕		7	H30～H34	7	6	85.7	0		
					1	14.3			
	小計〔H28年度〕		70		47	26	55.3	23	
						21	44.7		
	合計(A)		3,548		2,316	466	20.1	1,232	
						1,850	79.9		

〈参考3〉長崎市内の工業団地及びオフィスビルの概要

工業団地の概要

工業団地名	神ノ島 工業団地	小江 工業団地	三重・沖平 地区	(仮称)田中町 企業立地用地
分譲開始年	昭和56年	昭和57年	平成5年	平成32(2020)年 予定
所在地	小瀬戸町 及び神ノ島町	小江町	多以良町	田中町
用地面積	56.9ha	21.6ha	11.6ha	2.4ha
分譲済 企業数	45社・2組合	24社・3組合	10社・1組合	1社予定
分譲残面積	15.7ha	1.8ha	2.2ha	2.4ha
分譲率	72.4%	91.7%	82.0%	-
都市計画上の 用途地域	工業専用地域	準工業地域	工業地域	市街化調整 区域

資料：長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所(平成30年6月30日現在)
((仮称)田中町企業立地用地を除く)

1 フロア 200 坪を超えるオフィスビルの整備計画

ビル名称	クレーンハーバー 長崎ビル	長崎 BizPORT	新大工町地区 市街地再開発 (南街区)計画
共用開始	平成29年12月	平成31年1月 予定	平成32(2020)年 10月予定
目的	企業誘致専用	民間賃貸借	民間賃貸借
所在地	出島町	元船町	伊勢町
基準階面積	340坪	300坪	250坪
オフィス フロア数	5フロア	10フロア	2フロア
オフィスフロア 総面積	1,700坪	3,000坪	500坪